

# 届出・証明

## ① 証明書の交付

### 証明書等の交付窓口

窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。なお、本人からの電話およびインターネットによる予約により、お住まいの区の区役所または総合支所で土曜日に住民票・印鑑登録証明書を交付しています。

証明書／取扱窓口	手数料	請求できる方
<b>住民票の写し</b> すべての区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターでも(郵送で請求する場合は仙台市郵送事務センター※1へ)	1通 300円	・本人もしくは同一世帯員の方 ・代理人(依頼者の委任状が必要。マイナンバー入りの場合は本人へ郵送となります) ・請求するにあたって正当な権利や義務がある方(なお、疎明資料※2の提出が必要な場合があります)
<b>戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)</b> <b>戸籍の附票の写し</b> 市内に本籍のある方は、すべての区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターでも(郵送で請求する場合は仙台市郵送事務センター※1へ)	<b>戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)</b> 1通 450円 <b>戸籍の附票の写し</b> 1通 300円	・本人または同一戸籍にある方・直系尊属・直系卑属の方 ・代理人(依頼者の委任状が必要) ・請求するにあたって正当な権利や義務がある方(なお、疎明資料※2の提出が必要な場合があります)
<b>身元証明書</b> 市内に本籍のある方は、すべての区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターでも(郵送で請求する場合は本籍のある区役所へ)	<b>身元証明書</b> 1通 300円	・本人または配偶者、子もしくは父母以外の方が請求するときは、委任状が必要です
<b>除籍全部(個人)事項証明書(除籍謄抄本)</b> <b>改製原戸籍謄抄本</b> 市内に本籍があった方は、すべての区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターでも(郵送で請求する場合は仙台市郵送事務センター※1へ)	1通 750円	・本人または同一戸籍にある方・直系尊属・直系卑属の方 ・代理人(依頼者の委任状が必要) ・請求するにあたって正当な権利や義務がある方(なお、疎明資料※2の提出が必要な場合があります)
<b>印鑑登録証明書</b> すべての区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センター	1通 300円	・印鑑登録証(カード)が必要です

※1 仙台市郵送事務センター

☎8:30~17:00(土・日曜、祝日および年末年始を除く)

〒983-8562 仙台市宮城野区榴岡5-11-1

仙台サンプラザ内 ☎296-1531

※2 疎明資料とは、本人以外の方が交付請求する場合の請求事由(発生原因・内容・理由)について客観的に確認することができる資料のことです

「マイナンバーカード」を利用して住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書(本籍が仙台市にある方の戸籍証明書は仙台市に住居登録のある方のみ)・税証明書等を全国のコンビニエンスストア等\*でも取得できます。→22ページ

\*セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン等(令和5年4月末現在)

## 印鑑登録証

### 交付手続き

申請受付後、市から本人宛てに照会文書を郵送します。届いた文書と登録印鑑、本人確認書類をお持ちください。なお、運転免許証・パスポートなど官公署発行で顔写真付きの本人確認書類の提示または本市の既印鑑登録者が保証人の場合、即日交付されます(本人による申請の場合のみ)。

申請人	申請に必要なもの	申請窓口
本人	登録する印鑑	区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター (平日8:30~17:00)
代理人	・登録する印鑑 ・委任状	

- (1) 印鑑登録できる方
  - ・仙台市に住民票のある方(15歳未満の方、意思能力を有しない方は登録できません)
- (2) 登録できない印鑑
  - ・印影の大きさが8mmの正方形より小さいもの、または25mmの正方形より大きいもの
  - ・住民票の氏名と違う氏名のもの

### こんなときは

- (1) 印鑑をなくしたために印鑑登録を廃止する場合は、印鑑登録証を返納してください。登録証をなくしたために印鑑登録を廃止する場合は、登録した印鑑が必要です。代理人が廃止の手続きをするときは、委任状が必要です。
- (2) 登録印を替えたいときは、印鑑登録の廃止届をし、新たに登録手続きをしてください。

## ②マイナンバーの記載・通知など

### マイナンバーの記載

住民票に記載されている方、一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が付番され、住民票に記載されています。

### マイナンバーの通知

出生や国外からの転入等により新規にマイナンバーが付番された方は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)よりマイナンバーの通知書が送付されます。

※マイナンバーは一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので大切に管理してください

## マイナンバーカード

希望された方にマイナンバーカードを交付しています。マイナンバーの通知書(または通知カード)に同封された個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書による郵送のほか、パソコンやスマートフォンなどにより申し込みできます。

※詳しくは通知書(または通知カード)に同封された個人番号カード交付申請のご案内でご確認ください

(地方公共団体情報システム機構ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」でもご案内しています)



- ※申請書を紛失している場合、お住まいの区役所戸籍住民課または総合支所税務住民課へお電話いただければ、新しい申請書をご自宅に郵送します
- ※住民基本台帳カードは、平成28年1月以降、新規発行は行っておりませんが、お手持ちのカードは有効期限まで引き続きご利用可能です(ただし、マイナンバーカード交付時には、有効期限前であっても返納する必要があります。電子証明書の新規発行や更新はできません)

### マイナンバーカードに格納できる電子証明書

マイナンバーカードには、以下の2種類の電子証明書を格納できます。カード交付申請時にあわせて申請が可能です。

#### 利用者証明用電子証明書

インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用するもので、ログイン等した方が、本人であることを証明します。

- (使用例) ・証明書コンビニ交付サービスの利用  
・マイナポータルの利用

#### 署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用するもので、作成・送信した電子文書が、本人が作成した真正なものであり、本人が送信したものであることを証明します。

※原則として15歳未満の方、成年被後見人の方には発行できません

- (使用例) ・e-Tax利用による税の申告



届出・証明

### ③ 証明書コンビニ交付サービス

#### マイナンバーカードによる証明交付

市税の証明が必要なとき → 27ページ

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して住民票の写しなどの証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末(マルチコピー機)から取得できます(仙台市に住民登録をされている方に限りです)。

利用できるコンビニ等	利用できる時間	取得できる証明書	交付手数料
セブンイレブン ローソン ファミリーマート ミニストップ イオン (令和5年4月末現在)  ※キオスク端末(マルチコピー機)設置店舗のみでご利用いただけます	6:30~23:00 (利用される店舗の営業時間内に限りです) ※戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書・戸籍の附票の写しは、毎月第3土曜日は発行できません ※臨時のシステムメンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります	住民票の写し※1 (本人および同一世帯の方の住民票)	1通 300円
		印鑑登録証明書 (印鑑登録をした本人のみ)	1通 300円
		戸籍全部(個人)事項証明書※2	1通 450円
		戸籍の附票の写し※2 ※3	1通 300円
		市・県民税課税証明書(所得証明) 市・県民税非課税証明書(所得証明) (どちらも最新の2年度分のみ)	1通 300円

※1 コンビニ等で発行する住民票の写しでは、「住所」「氏名」「生年月日」「性別」「住民となった年月日」「住所を定めた年月日」のほか、選択することで「世帯主の氏名および世帯主との続柄」「本籍と筆頭者(外国人住民は「国籍」や「在留期間」などの外国人固有項目)」が記載されますが、マイナンバーや住民票コード、住所や氏名の履歴などは記載されません(記載が必要な場合は、各区役所・総合支所、証明発行センター、仙台駅前サービスセンター窓口にてご請求ください)

※2 本籍が仙台市にある方の戸籍証明書のコンビニ等での発行は仙台市に住民登録のある方のみです

※3 コンビニ等で発行する戸籍の附票の写しでは、「住所」「氏名」「生年月日」「性別」「住所を定めた年月日」のほか、選択することで「本籍と筆頭者」が記載されます

### ④ 住所変更・戸籍の届出

#### 住所変更(住民異動届)

住民異動届出の際には窓口に来られた方の本人確認書類(運転免許証など)が必要になります。本人または同一世帯員以外の代理の方が届出するときは委任状が必要になります。

届出名	窓口	必要なもの	注意すること
転入届 (市外から仙台市に住所を移したとき)	新住所地の区役所・総合支所(仙台駅前サービスセンター※1、※2)	・マイナンバーカード(お持ちの方) ・住民基本台帳カード(お持ちの方) ・在留カード等(外国人の方) ・前住所地発行の転出証明書	(1)新しい住所に住み始めてから、14日以内に届出が必要 (2)国民健康保険に加入される方はお申し出ください
区間異動届 (他の区へ住所を移したとき)	新旧いずれかの住所地の区役所・総合支所(仙台駅前サービスセンター※1、※2)	・マイナンバーカード(お持ちの方) ・住民基本台帳カード(お持ちの方) ・在留カード等(外国人の方) ・国民健康保険・介護保険の加入者は、被保険者証	新しい住所に住み始めてから14日以内に届出が必要
転居届 (同一区内で住所を移したとき)	お住まいの区の区役所・総合支所(仙台駅前サービスセンター※1、※2)		
転出届 ※3 (市外へ住所を移すとき)			

※1 仙台駅前サービスセンターでは新住所または旧住所が青葉区の方の届出を対象とします

※2 平日の8:30~17:00のみ

※3 郵送やマイナンバーカードでマイナポータルから手続きもできます

## 戸籍の届出

### 目 各区役所戸籍住民課・各総合支所税務住民課

婚姻や養子縁組などの戸籍届出の際には、運転免許証やパスポートなど、写真が貼付されている官公署発行の本人確認書類の提示をお願いします。上記の本人確認書類をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

なお、業務時間内に窓口へお越しただけでない事情がある場合は、事前に届出予定の区役所戸籍住民課、総合支所税務住民課にご相談ください。区役所・総合支所の守衛室への届出や、郵送による方法、届書記入の注意事項などについてご案内いたします。

また、戸籍の届出により氏名等が変更となった場合は、マイナンバーカードの記載事項を変更する必要がありますので、お住まいの区役所・総合支所で手続きをしてください。

届出名	届出人	窓口	必要なもの	注意すること
婚姻届	夫と妻	夫または妻の本籍地・所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(本籍地以外に届けるときのなど)</li> <li>マイナンバーカード(お持ちの方)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>証人2名の署名が必要です</li> <li>未成年の方は、父母の同意が必要です</li> <li>同時に住所異動された方は、別途住所地で住民異動届をお出しください</li> <li>夜間、休日に届出をされる方は、事前に届出書の審査を受けてください</li> <li>夫または妻が日本国籍を持たない場合は、必要な書類が異なりますので、届出窓口に事前にご相談ください</li> </ol>
出生届	父または母	本籍地、出生地または届出人の所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳</li> <li>出生証明書</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>生まれた日から14日以内に届出が必要です</li> <li>名に使用できる文字には一定の制限があります</li> </ol>
転籍届 (本籍を移すとき)	筆頭者およびその配偶者	新旧の本籍地または届出人の所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>筆頭者および配偶者が届出人となりますのでそれぞれ署名が必要です</li> <li>住所異動の届では、本籍地は移転しません</li> </ol>
離婚届 (協議離婚のとき)	夫と妻	夫または妻の本籍地・所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(本籍地以外に届けるときのなど)</li> <li>マイナンバーカード(お持ちの方)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>協議離婚には、証人2名の署名が必要です</li> <li>同時に住所異動された方は、別途住所地で住民異動届をお出しください</li> <li>裁判離婚のときは、調停調書の謄本等が必要となります</li> </ol>
死亡届	親族	本籍地、死亡地または届出人の所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書または死体検案書</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>死亡の事実を知った日から7日以内に届出が必要です</li> <li>死亡届により、埋・火葬許可証を発行します。火葬場所と日時を確認して届け出ください</li> </ol>



届出・証明